特集

再審法改正の実現のために

2024年秋、再審事件に関する2つの大きなニュースがあった。いわゆる「袴田事件」の再審無罪判決と、「福井女子中学生殺人事件」の再審開始決定である。

最初の再審請求から再審開始決定の確定までにかかった期間は、袴田事件では約42年、福井女子中学生殺人事件では約20年である。無辜の救済のために存在する手続がなぜこれほどまでに長い年月を必要とするのか。これらの事件の報道は、再審手続に関する現在の刑事訴訟法の規定（便宜上「再審法」と言われる）に深刻な不備があることを世間に広く知らしめるところとなった。2024年3月に結成された超党派の議員連盟による議員立法に向けた動きも活発化しており、再審法を早急に改正するべきだという世論と機運はかつてないほど高まっている。

ここにきて、法務省が再審制度の在り方について近く法制審議会に諮問する方針だという報道が流れた。法改正に頑なに反対してきた法務省だが、この情勢から法改正は不可避だと見たのだろう。ただ、この問題に関するこれまでの法務省の態度を考えれば、法務省主導による法制審議会に法改正の行く末を委ねることは危険である。中途半端な改正でお茶を濁される（あるいは、なぜか議論がすり替わって逆に捜査機関が焼け太る改正がなされる）ようなことがないよう、弁護士業界としてはこうした動きも注視しつつ引き続き世論喚起等の活動を継続する必要がある。

本号では、この問題の最前線で活動する当会会員2名に、現在の再審法の問題点、これまでの活動の歴史と最近の取組、また、個別事件の再審弁護団の活動について語っていただいた。この問題について、ぜひ多くの読者に関心を持ってもらいたい。

（編集部）

第1部 ／ 取り残された再審制度

Takahira Kie
高平 奇恵（61期）

【略歴】
2008年弁護士登録
日弁連再審法改正実現本部委員
日弁連刑事弁護センター幹事
一橋大学大学院法学研究科教授

第2部 ／ 再審法制の問題点と近時における日弁連の取組み

第3部 ／ 再審事件の意義とやりがい

Isono Seika
磯野 清華（61期）

【略歴】
2008年弁護士登録
日弁連人権擁護委員会再審部会
第二東京弁護士会刑事弁護委員会

第1部／取り残された再審制度

1 司法は誤判の問題に真摯に向き合ってきたのか

　2024年9月26日、袴田巖さんは無罪となった。事件が発生した1966年から、58年もの時間が経過していた。袴田事件は、死刑が確定した事件で、再審により無罪となった5件目の事件である。1980年代の死刑再審4事件（免田・財田川・松山・島田事件）は、刑事弁護の領域に大きなうねりを巻き起こした。

　弁護士層の怒りにも似た現状への問題意識は、大分・福岡を皮切りとする当番弁護士制度の開始へとつながった。僅か2年余りで同制度は全単位会での実施に至り、被疑者弁護を実質化・高度化させる取り組みとともに被疑者国選弁護制度の創設をもたらし、防御権の実効的保障に資する制度に一部結実した。しかし、未だ再審制度自体の改正は実現していない。再審制度は、日本国憲法の制定に伴い、利益再審に転換したことを除き、旧法をそのまま受け継ぎ、一度も改正されることなく今日に至っている。条文は僅か19条である。

（1）1960年代ころの再審の動向

　無辜の救済のための制度になったはずの再審は、当初「開かずの扉」と称された。1960年代ころまで、刑訴法435条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき」について、新証拠のみで無罪の立証を求めるに等しい厳しい解釈がなされていた[※2]。機能不全に陥った再審制度について、日弁連は、再審制度の運用改善や法改正の必要性を訴え続けてきた[※3]。死刑再審4事件で再審が注目を集める前の1962年には「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」を公表した。

図1[※1] 司法制度改革から取り残された再審制度

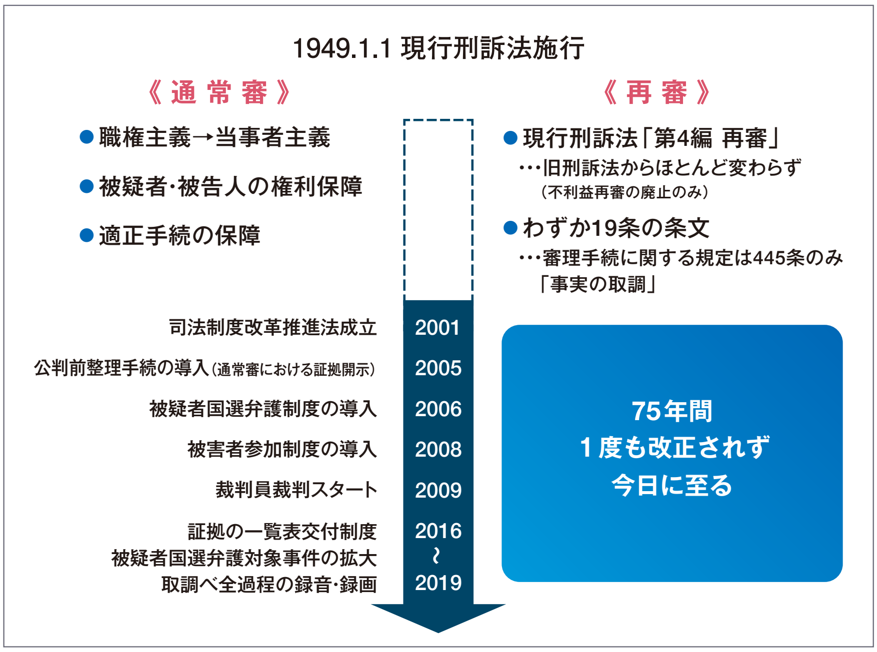

（2）白鳥·財田川決定と その波及効果の限定

　大きな転換点となると期待されたのは、最高裁の二つの決定である。1975年、最高裁白鳥決定[※4]は、明白性が認められる証拠とは、「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」であり、再審開始の判断においても「疑わしいとき

※1 日弁連再審法改正実現本部本部長代行鴨志田祐美作成。　※2 東京高決昭32·3·12高裁刑特報4-6-123など参照。　※3 巌窟王·吉田石松翁事件が契機であるとされる。1963年に再審無罪が確定した。　※4 最決昭50·5·20刑集29-5-177。

は被告人の利益に」という刑事裁判の原則の適用があるとした。さらに、翌1976年、最高裁は、財田川決定[※5]において、「疑わしいときは被告人の利益に」の具体的適用にあたっては、「確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りると解すべきである」とした。これまでの「疑わしきは確定判決の利益に」ともいうべき再審開始の基準を転換させるものであり、その後の再審の運用に大きな影響を与えることが期待された。

そのような中、日弁連は、1977年に「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」（1977年改正案）により、改正の方向性をより具体的に示した。この時点で、検察官の再審開始決定に対する不服申し立てが禁じられるべきとの提案をしている。さらに、死刑再審4事件の再審手続の進行と併行して、1985年には1977年改正案の一部を修正し（1985年修正案）、1991年には、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（1991年改正案）を策定・公表し、あるべき制度の具体的構造を明らかにした。

死刑再審4事件をはじめとする再審無罪判決[※6]は、無辜の救済の制度として、再審制度が機能しはじめたことの現れともとらえられた。もっとも、白鳥決定の調査官解説により、同決定は旧証拠の全面的再評価を認めたわけではなく、新証拠のもつ重要性とその立証命題に有機的に関連する限度でのみ再評価を許容したに過ぎないなどとされ、白鳥・財田川決定の波及効果は、当初の期待ほど大きなものとはならなかった[※7]。そして1990年代、再審の扉は再び閉ざされることとなる。

(3) 刑事司法改革と取り残される再審制度

1990年代から2000年までの間、香川県弁護士会、愛媛県弁護士会、日弁連が支援した榎井村事件が再審開始決定・無罪判決となったものの、日弁連支援事件では、棄却決定が相次いだ。

その後、2000年から2020年ころまでに、日弁連支援事件である布川事件、足利事件、東住吉事件、東京電力女性社員殺害事件、松橋事件、湖東記念病院事件では、再審開始決定・無罪判決を獲得された。もっとも、再審の扉が再度開いたとは評価し難い状況があった。名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求審、大崎事件第1次及び第3次再審請求審[※8]、袴田事件、福井女子中学生殺人事件第1次再審請求審において、再審開始決定がなされたものの、検察官の不服申し立てにより、取り消されている。

この間、通常審では様々な制度改革が進んだ。2004年刑訴法改正では、裁判員制度の導入に伴い、証拠開示制度が創設され、被疑者国選弁護制度が開始された。2016年刑訴法改正[※9]では、被疑者国選弁護制度が全勾留事件にまで拡大され、一部事件について取調べの録音・録画が制度化されることとなった。

一方、再審については、2016年改正の際、改正刑訴法附則第9条第3項において、政府は改正刑訴法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討することとされたが、2024年11月現在においても、何らの具体的提案はなされておらず、検討が進んでいるとは言い難い。結局、現行刑訴法施行後70年以上、その不備が認識されつつも放置され続けたのである。

このような状態を一刻も早く是正するため、日弁連は、2019年、第62回人権擁護大会において、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を全会一致で採

※5 最決昭51・10・12刑集30-9-1673。 ※6 死刑再審4事件のほか、弘前事件、加藤事件、米谷事件、梅田事件、徳島ラジオ商殺し事件である。 ※7 川崎英明は、限定的再評価説や二段階説について、確定判決墨守の思考に囚われていると批判する。川崎英明「再審」川崎英明ほか著『刑事司法改革の現段階』（日本評論社、2021年）167-168頁。 ※8 第3次再審請求審においては、福岡高裁宮崎支部は、鹿児島地裁の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却しているため、大崎事件は実質的に3回再審開始決定を得ていることになるが、検察官の不服申し立てにより再審開始決定は取り消され、未だ再審開始には至っていない。 ※9 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）。

択し、2020年に人権擁護委員会内に設置した「再審における証拠開示に関する特別部会」を「再審法改正に関する特別部会」へ発展的に改組し、2022年に「再審法改正実現本部」を設置した。それ以降、再審法改正案の取りまとめや、市民向けの活動、立法要請等に取り組んでいる。

また、個別の事件に対する支援も強化し、従来の人権救済申し立てに加え[※10]、2024年4月から、刑事再審弁護活動に対する援助制度を開始している[※11]。

2 袴田事件、福井女子中学生殺人事件からみる再審制度の問題点

無辜の救済という重要な役割を果たすための制度であるにもかかわらず、再審制度の規定は19か条のみである。そのため、個別の事件では、裁判体によって全く異なる訴訟指揮がなされている。証拠開示や、三者協議の在り方、事実の取調べの有無などについて、再審格差とも評されるほどの看過し得ない差異である[※12]。

また、再審制度自体が無辜の救済の制度となった以上、本来はえん罪の発見に協力すべき立場であるはずの検察官が、当事者的な対応に終始し、規定がないことを理由として証拠開示に応じない、審理の長期化をもたらすだけの結果となる抗告を繰り返すなど、えん罪救済とは逆行する対応をすることを招いている。

ここでは、再審無罪が確定した袴田事件、再審開始決定が確定した福井女子中学生殺人事件の審理経過から、具体的な再審制度の問題点について検討する。

（1）袴田事件からみる再審制度の構造的問題

ア　証拠開示

多くの事件では、刑訴法435条6号が再審理由とされる。同条同号は、証拠関係が変動したことを理由とする包括的再審理由であり、請求人側に無罪を認めるべき新規・明白な証拠を提出することを求める。

しかし、再審請求の準備段階では、証拠等を入手する方法として法が定めるのは、刑事確定訴訟記録法による判決及び確定記録の閲覧・謄写のみである。再審請求段階にも証拠開示の規定は存在しない。

袴田事件では、第2次再審請求審においてようやく、無罪判決の最も重要なポイントとなった、5点の衣類の発見時のカラー写真を含む600点の証拠が開示された。

加えて、袴田事件第2次再審請求審では、5点の衣類の発見直後の状況を撮影した写真のネガフィルムについて、当初検察官は「存在しない」と回答していたところ、後日その存在が明らかになったという経緯もあった[※13]。

袴田事件再審無罪判決[※14]は、3つの捜査機関による「ねつ造」を認めている。①本件犯行の自白を内容とする検察官調書[※15]、②被告人の犯人性を推認させる最も中心的な証拠とされてきた5点の衣類、③5点の衣類のうちの鉄紺色ズボンの共布とされる端切れである。

弁護団は、第1次再審請求即時抗告審の段階から、事件から1年2か月後に発見された5点の衣類について、ねつ造された証拠であるとの主張をしていた[※16]。証拠開示制度が整備されていたならば、第2次再審請求審まで待つことなく、再審開始に関する判断のために必要な証拠は開示され、それらの証拠により再審開始決定がなされ、より早く再審無罪判決までたどりついたと思われる。

※10 日弁連支援事件で無罪が確定していない事件は、2024年11月現在で11事件であり、支援を受けるための審査は相当厳しい。　※11 詳細は日弁連会員専用サイト→「事件処理」→「刑事」→「刑事再審弁護活動に対する援助制度関係」　https://member.nichibenren.or.jp/keiji/saishin.html。　※12 支援事件で生じた具体的問題については、日本弁護士連合会人権擁護委員会編『21世紀の再審』（日本評論社、2021年）参照。　※13 前掲注12、417頁。　※14 静岡地判令6・9・26、LEX/DB文献番号25621141。　※15 判決は、自白について、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、捜査機関の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって獲得されており、「実質的な」ねつ造であるとする。　※16 前掲注12、141頁。

※11 二次元コードからアクセス可能

再審請求審における証拠開示制度の不存在は、再審制度を機能不全に陥らせる大きな要因である。また、検察官の証拠の存否を確認する義務の範囲なども不明確となり、証拠の保管・管理の規定が不十分であることとあいまって、本来開示対象となるべき証拠が開示されない結果を招いている。

イ　手続規定の欠缺と事実の取調べの再審格差

再審請求の審理手続については、刑訴法445条が「必要があるときに」事実の取調べをすること、刑訴規則286条が、再審請求について決定をする場合に請求人及び相手方の意見を聴取することを定めるのみである。

事実の取調べがなされるかどうかは、裁判所の広い裁量に委ねられている。また、三者協議の運用も裁判所によってまちまちである。

袴田事件の第1次再審請求審では、弁護団が新証拠として鑑定書を提出したが、鑑定人の証人尋問が行われないまま明白性が否定されている[※17]。事実の取調べがなされるか否かが決定に与える影響は大きい。審理が適正に実施されたと言うためには、請求人に事実の取調べ請求権を保障することなどを含む手続規定が整備されなければならない。

ウ　検察官抗告

袴田事件では、再審開始決定に対して検察官が即時抗告し、再度の再審開始決定がなされるまで、9年の期間を要した。9年という期間は、通常の感覚でも長期間であるところ、袴田さんの当時の年齢を考慮すれば、無罪の判断がなされる日をご本人が迎えられるのかどうかも危惧される状況であったと言え、問題は大きい。

(2) 福井女子中学生殺人事件からみる再審制度の構造的問題

福井女子中学生殺人事件の確定判決の証拠構造は、もともと脆弱なものである。自白や犯行を直接基礎づける物証、犯行を目撃したという供述は存在せず、関係者の供述に依拠した間接事実によって犯人性が認定されていた。

同事件は、通常審の第1審では無罪とされ[※18]、第1次再審請求審でも再審開始決定がなされており[※19]、再審請求審において、えん罪の可能性について慎重な吟味が必要な事件であることは審理経過からも明らかであった。

第2次再審請求審の再審開始決定[※20]は、検察官が第2次再審請求審において開示した供述調書、捜査報告書等の書証及び、再審請求審における証人尋問の供述により、確定審における主要な証人の証言の信用性に多大な疑問が生じたとする。すなわち、再審請求審における証拠開示と、再審請求審で実施された事実調べが決定的に重要であったこととなる。

ア　証拠開示及び検察官の本来的責務

福井女子中学生殺人事件では、第1次再審請求審で、裁判所が証拠開示の勧告を行い、96点の証拠が開示された。さらに、第2次再審請求審で287点の証拠が新たに開示された。証拠開示が制度化されていれば、開示されるべき証拠が第2次再審請求審まで開示されないという状況は、回避できたであろう。これは、前述の袴田事件とも共通する問題点である。

さらに、福井女子中学生殺人事件で明らかになった問題は、規定の欠缺を理由とする、検察官の本来的責務を果たそうとしない対応である。第2次再審請求審において、検察官は、当初、存在すると回答した証拠についての任意開示を拒否した。これに対して、裁判所が証拠及び証拠の一覧表の開示命令の準備があると告知したことによ

※17 前掲注12、406頁。　※18 福井地判平2·9·26判時1380-25。　※19 名古屋高決平23·11·30　LEX/DB文献番号25473601。　※20 名古屋高決令6·10·23　LEX/DB文献番号25621140。

り、ようやく証拠開示に応じたという経過が報告されている。

このように、現状、証拠開示がなされるためには、裁判所の適切な訴訟指揮がなされることと、検察官が、えん罪を発見するというその本来的責務を果たそうとする姿勢の両方が必要である。しかし、証拠開示の規定が存在しないことから、制度の趣旨に適うような審理が実現されるかどうかは不確実である。

イ　証拠の保管・管理の問題

第1次再審請求審で必要な証拠の開示が完了せず、第2次再審請求審でさらに証拠が開示されたのは、第1次の証拠開示が不十分であったということである。このような事態が生じた原因のひとつとして考えられるのが、捜査手続・公判手続及び再審請求手続に妥当する統一的な証拠の保管・管理の規定が存在しないことである。

また、再審保存記録としての保存や保存期間の延長などの措置をとることができるのは、刑事確定訴訟記録法に規定する確定記録等のみである。鹿児島県警の捜査記録の廃棄を促す内部文書からも明らかなように[※21]、重要な証拠が捜査機関により廃棄される可能性は十分存在する。

新証拠となりうる重要な証拠は、裁判所不提出記録のなかに存在する可能性が高い。このことは、福井女子中学生殺人事件の経過にも現れている。このような証拠をどのように保管・管理すべきか、規定の整備は急務である。

ウ　検察官の不服申立

福井女子中学生殺人事件では、2011年の第1次再審請求審の再審開始決定に対して、検察官が抗告に代わる異議の申立てをし、再度の第2次再審請求審における再審開始決定まで13年もの年月が費やされている。

前述のように、再審請求審においては、検察官は、当事者としてではなく、えん罪の発見に積極的に協力する義務を負う者として関与するべきである。しかし、福井女子中学生殺人事件では、確定審において、担当検察官が重要な証拠をいわば握りつぶしていた。

確定審の担当検察官は、請求人の起訴後に、補充捜査を実施し、主要な証人が体験した事実の日時を特定するためのテレビ番組の放送内容の供述が、客観的に誤っていたことを認識した。しかし、その事実を明らかにすることなく訴訟活動を継続し、「請求人から、正しい事実関係を前提とした主張・立証の機会を奪い、裁判所にも、動かし難い事実について真実とは異なる心証を抱かせたまま、控訴審裁判所に有罪判決をさせ、これを確定さ」せた[※22]。第2次再審請求審における再審開始決定は、確定審の担当検察官の対応を「不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったことを推認されても仕方がな」く、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」であって、「適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」とした[※22]。

再審請求がなされた時点で、検察官には、その過誤を是正する機会があった。しかし、その機会は活かされることなく、かえって、検察官によって、再審公判の開始をいたずらに引き延ばすような活動がなされた。

再審請求審で、検察官に期待される役割を明確にするためにも、検察官抗告は廃止されなければならない。

3 結びにかえて

有罪確定から再審による無罪確定まで、松山事件では23年余、財田川事件では27年余、免田事

※21 事実関係については、鹿児島県弁護士会「鹿児島県警察による捜査書類の廃棄を促す内部文書に強く抗議する会長声明」参照。https://www.kben.jp/4003/　2024年11月30日最終アクセス。　※22 前掲注(20)

件では31年余の歳月がかかっている。5件目の死刑再審無罪事件である袴田事件は、1980年の死刑確定から、再審による無罪の確定まで40年以上かかったことになる。えん罪救済に時間を要するという問題は、いっそう深刻になっているというべきではないだろうか。

いったんえん罪被害者となると、これを是正するために、被害を受けた人が、その半生、しかも人生の最も充実した時間であったはずの半生を費やさなければならない。このような状況で、えん罪救済の制度が機能していると本当に言えるのだろうか。

前述した袴田事件、福井女子中学生殺人事件の審理経過にも現れている構造的問題は、1960年代から既に指摘されてきた。袴田事件発生時には、認識されていたのである。しかし、制度の不備を訴える声が届くことはなく、結局、袴田さんが無罪判決というある意味当然の結果を獲得するまでに、58年もの歳月を要した。事件当時30歳だった袴田さんは、今年89歳になる。拘禁反応によって引き起こされた精神障害は回復していない。袴田さんの、えん罪による被害は、なお継続している。

このような状況が放置されるべきであろうか。法の欠缺は明らかであり、再審制度が、真に無辜の救済の制度として機能するような制度構築が急務である。

図2※23 袴田事件が浮き彫りにした再審法の不備

●証拠開示ルールの不在

・第2次再審請求審で初めて袴田さんの無実を示す証拠が多数開示
　→事件から44年後、死刑確定から30年後

●再審開始決定に対する検察官の抗告（不服申立て）

・2014.3静岡地裁の再審開始決定に対し検察官が即時抗告
　→東京高裁の取消し、最高裁の破棄差戻しを経て9年後に再審開始確定

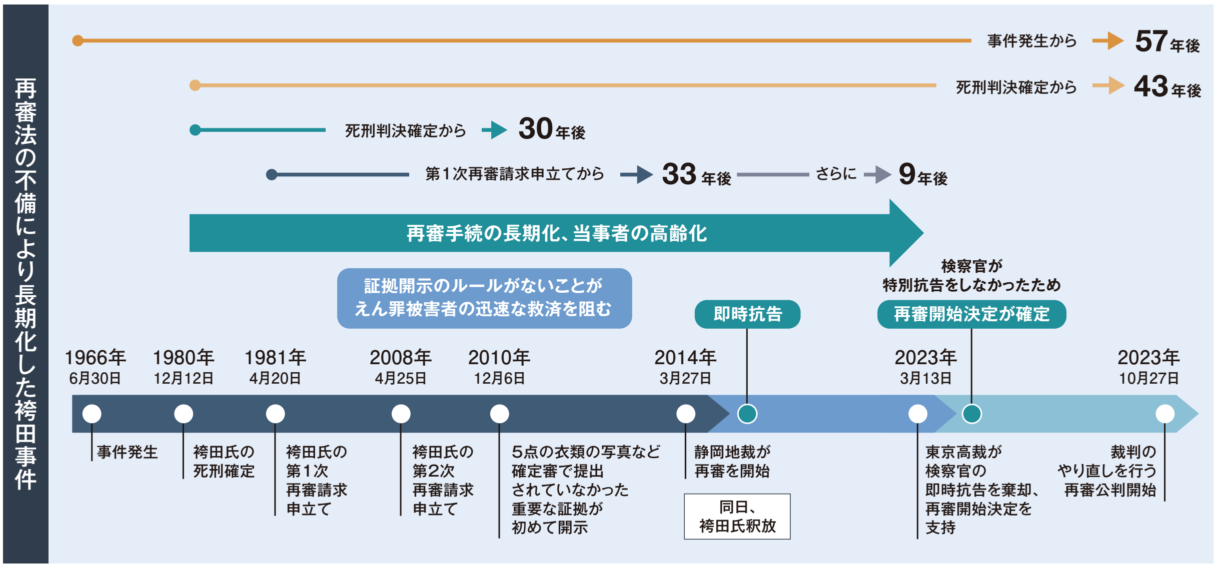

※23 日弁連再審法改正実現本部本部長代行鴨志田祐美作成。

図3[※24] 福井女子中学生殺人事件が浮き彫りにした再審法の不備

証拠開示に要した膨大な年月と労力

【第1次再審】
…「物証の存否を回答せよ」→「存在」と回答した物証の開示勧告（2007）
→「供述調書の存否を回答せよ」との勧告→「存在」と回答した供述調書の開示勧告（2009）

【第2次再審】
…弁護団の証拠開示命令請求→検察官の任意開示拒否
→裁判所「証拠・証拠の一覧表の開示命令の用意がある」
→287点の証拠が新たに開示（2023）

明白性が認められた「新証拠」＝すべて開示証拠

検察官の上訴による審理の長期化

【確定審】
…1990一審（福井地裁）無罪判決（1990）
→検察官控訴により控訴審（名古屋高裁金沢支部）で逆転有罪判決（1995）

【第1次再審】
…請求審（名古屋高裁金沢支部）再審開始決定（2011）
→検察官の異議申立により異議審（名古屋高裁）で再審開始取消し（2013）

第2部 ／ 再審法制の問題点と近時における日弁連の取組み

第2部では、現状の再審法制の問題点を指摘するとともにこれまでの日弁連の再審法改正に向けた取組みを紹介する。

1 現在の再審法制度の問題点

この記事を読んでいる方の中で、刑事訴訟法の中の再審に関する規定をご覧になったことのある方はどのくらいいるだろうか。多くはないだろう。そこで、簡単に現在の再審法制度の問題点を解説する。

まず、条文の少なさである。刑事訴訟法の中において再審に関連する条文は435条から453条までの19条しかない。

そしてその条文を見れば分かるとおり、証拠開示に関する規定がない。このことは、裁判所が検察官に対して証拠開示を促さなければ、捜査機関

※24 日弁連再審法改正実現本部本部長代行鴨志田祐美作成。

が持つ証拠が弁護人に開示されないことを示している。また、裁判所が証拠開示を検察官に促しても、検察官が開示を拒否したり、証拠の存否について回答しなかったりすることもある。また、これまでの再審無罪事件の中で、捜査機関が被告人の無罪を推認させる証拠を開示してこなかったことも明らかになってきた。例えば、松橋事件では、被告人の自白（シャツの一部を燃やした）の内容と異なる証拠（全てが揃ったシャツ）を捜査機関が持っていたということがあった。また、湖東記念病院事件では、被害者が自然死した可能性があるとの解剖医の所見が記載された捜査報告書を警察官が検察官に送っていなかったということもあった。このように、適切な証拠開示がなされない結果、裁判所も判断を誤りえん罪が生じている。適切な証拠開示（それは捜査機関手持ち証拠の全部開示を意味する）がなされることにより、えん罪の発生を防ぐことができる。

次に再審開始決定に対して検察官の抗告が認められていることも問題である。第1部でもあったように、袴田事件では再審開始決定に対し検察官が即時抗告をし、再度の再審開始決定が出るまでに9年もの年月を要した。被告人に多大な負担をかける審理の長期化を避けるべく、再審開始決定に対する検察官の抗告は認めるべきではない。ただ、これに対しては、検察官の抗告を認めないことは被告人にとって一方的に有利な制度であるとの反論もある。しかしながら、検察官が被告の有罪立証を行いたいならばそれは再審公判で行えば良く、検察官の抗告を認めない法制度であっても検察官に不利な制度とはならない。

2 日弁連の近時の取り組みと市民への広報などの活動

第1部でも述べたとおり、日弁連は、無辜の救済のため、1959年より再審支援の取り組み（個々の事件につき人的物的な支援を行う）を始めた。これまでに36件が支援の対象となり、うち19件について無罪が確定している（2024年12月31日現在）。そして1962年には、個々の事件への支援だけではなく再審制度全体のあるべき姿を示すべく、定期総会において再審制度改正に関する決議が採択され、「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」が公表された。その後も定期総会や人権大会において再審法改正の決議が度々なされ、刑事訴訟法等改正に関する意見書も1977年、1985年、1991年の三度にわたって公表されている。しかしその後決議の採択や意見書の公表がなされるまでに18年もの月日を要した。

2000年以降日弁連支援事件のうち、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件等で無罪判決が確定し、その中で無罪が推定される証拠が公判段階で弁護人に開示されず再審の審理過程で任意開示されたこと、虚偽自白を誘発するような取調べが行われていたこと等捜査機関の対応に問題があることが次々と明らかになっていった。にもかかわらず立法による解決がされることはなかった。

そのような状況において、日弁連は現状を打破すべく再審における証拠開示の法制化を求める意見書を2019年に公表し、同年開催された人権擁護大会では「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が採択された。また2023年にも意見書の公表がなされ、同年の定期総会において「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」が採択された。その間2022年には再審法改正実現本部が設置され、再審法改正に向けてこれまで以上に一般市民に向けた広報、

国会議員への働きかけや再審法改正案の作成などを行っている※25。

一般市民に向けた広報の中では、2023年5月、全国の18歳から86歳までの市民1200名を対象に、「えん罪」や「再審制度」、「再審法」について一般的にどの程度、認知・理解されていて関心があるのかを把握するため、「えん罪と再審制度に関する意識・実態調査」を行った。調査の結果、えん罪への関心を持つ市民は6割以上いる一方、内容まで知っている市民は4割に満たないことが判明した※26。またこれまで再審手続の詳細（現状では証拠開示が制度化されていないこと及び検察官の不服申立てが禁止されていないこと）を知らなかった市民のうち9割以上が再審制度の実情を知ることで、再審法の改正が必要であると考えていることも判明した。

このように現状の再審制度について市民への周知が重要であることから、2024年9月には、弁護士会の1階にて再審事件に関するパネル展示が行われ、会館にやってくる市民や法曹関係者に再審制度の問題点を分かりやすく説明する試みがなされていた。また、再審法改正に向けた市民集会も開催され、特に袴田事件の再審公判の判決期日前日である2024年9月25日には、日比谷公園大音楽堂にて市民集会が開かれ多数の市民の参加があった。

国会議員に対しては、各政党の幹部との意見交換会における意見表明や個々の国会議員に対する再審法改正への理解及び再審法改正議員連盟への加入を求める陳情を行ってきた。その結果超党派の再審法改正議員連盟に300名を超える大勢の国会議員が加入し、2024年6月17日には、再審法改正議員連盟から法務大臣に対し法改正を求める要望書が提出された。2024年に行われた衆議院総選挙によって再審法改正議員連盟に加入する国会議員の数にも変化があったものの、日弁連は再び各議員に対し再審法改正議員連盟への加入を求める働きかけを行っている。

第3部 ／ 再審事件の意義とやりがい

第3部では、再審事件に取り組む意義ややりがいなどについて述べる。

1 意義について

再審事件に取り組む意義、それは単純明快であって、社会正義の実現という弁護士の使命を果たすことである。弁護士法1条において、弁護士の使命は「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」と書かれている。そしてえん罪は人権侵害の際たるものであって、これを正すことが社会正義の実現につながる。つまり無辜の救済は弁護士に課せられた使命である。

※25 日弁連HP再審法改正に向けた取組「これまでの活動」　※26 日弁連再審法改正プロジェクト「調査レポート」

2 再審事件のやりがい

再審事件において一般的には弁護団が組まれる。弁護団に加わる又は結成するメリットとして大きいのは、「他事務所の弁護士との交流が図れる」、「証拠の吟味方法を学べる」、「ルールのない再審審理におけるリーダーシップのとり方を学べる」である。

まず「他事務所の弁護士との交流が図れる」について。再審だけでなく弁護団事件一般に当てはまることだが、他の事務所の弁護士と協同して一つの事件に取り組む機会はとても貴重である。複数弁護士がいる事務所で執務を行っている会員の方は、同じ事務所のボス弁や先輩弁護士の指導を受けることが多いであろう。弁護団活動では、事務所や弁護士会の垣根を越えて全国から弁護士が集うため、事務所や弁護士会の垣根を超えて、他の弁護士たちの手法（考え方や仕事の段取りの組み方）を学ぶことがでる。その中でこれまで自分が当たり前だと思ってきた考え方や仕事への取り組み方について新たな気付きを得ることもある。また、弁護団会議は定期的に開かれるが、そこでは積極的な発言が求められ、参加者が侃々諤々と議論を戦わせる。このように議論を交わして切磋琢磨することは自らの成長の機会になる。

次に、「証拠の吟味方法を学べる」について。再審事件では、裁判所に提出する証拠には新規性と明白性が求められる。これらの新規性や明白性を検討するにあたっては、まず確定判決の証拠構造の徹底的な分析が求められる。その上で新証拠の意味合いや推認力を深く考察し、確定判決の事実認定のうちどの部分が揺らぐのかを申立書に記載する。このように再審事件では、通常の刑事事件に比して判決文や証拠に向き合う時間が圧倒的に長くなる。そしてこれらを検討する中で、確定判決で所与のものとされていた証拠構造を組み替えて考える、見過ごされていた証拠を再評価する、新証拠がどの事実認定、どの証拠との関係で意味合いを持つ（確定判決の認定が揺らぐのか）かを考えることになり、また当然ながら、弁護団で議論する中で、経験豊富な弁護士の証拠構造の考え方や証拠の評価の仕方も学ぶことができる。このように弁護団の活動を通じて日々の事件処理で培える経験を超えるものを得ることができ、弁護士としての技術をこれまで以上に磨くことができる。

そして「ルールのない再審審理におけるリーダーシップのとり方を学べる」について。

刑事訴訟法のうち再審法に関する規定が70年以上もの間改正されていないことは第1部記載のとおりである。再審法改正に対する世論の期待は高まってきているものの、改正が未だなされていない現状においては、旧来の何もないに等しい条文を頼りに戦うしかない。そして検察官が再審手続の進行に協力的であると考えるのは困難と言える。そのような中、裁判所をその気にさせ、証拠開示や証人尋問の実施など審理をリードしていくことができるのは弁護人だけである。事件を理解しやすいようプレゼンテーションを行う期日を裁判所に設けさせたり、裁判所立会いのもと再現実験を行ったりするなど、ルールが存在しないが故に弁護人たちの熱意や創意工夫で裁判所、そして再審手続を動かすことができる点に大きなやりがいがある。

筆者は、現在日弁連の支援を受けている再審事件の弁護団に入っている。その事件は申立ての準備中であり、1~2カ月に一度弁護団会議をリアル又はオンラインで行っている。会議では確定審における証拠構造の検討、新証拠としてどのようなものが考えられるのか、そしてその証拠はどの事実認定との関係でどのような意味を持つのか等、毎回数時間にわたり熱い議論が交わされる。そしてリアル開催においては、検討会後の意見交換会と称する飲み会において、再審事件のことだけでなく日々の事件処理や事務所運営についても気付きを得ることができることは、自身にとって

貴重な経験になっている。
一度でも再審弁護団に入り再審事件を経験してみることで、新たな気付きを得、知見を高め、弁護士として大きな成長ができるであろう。

3 弁護団に入るには、そして入ってから

さて、ここまで記事を読んで、「自分も弁護団に入りたい」「でも知り合いに再審弁護団に入っている人もいないし、どうやったら入れるのか分からない」という会員の方はいないだろうか。ここからは弁護団への入り方などを紹介する。
まず前提として、弁護団に入りたいという人を歓迎する弁護団がほとんどであろう。それは、人が多ければ多いほど証拠の見方をはじめ様々な意見が出るからである。刑事事件の経験が浅い、証拠構造や証拠の評価の仕方に自信がないなどという心配はいらない。東京電力女性社員殺害事件においても、若手弁護士が弁護団に入って新証拠に関する新たな提案をし、それが再審決定に向けて手続を動かしていく契機となった。
再審事件は数多くあるが、どのような事件があるか分からない方は、日弁連のホームページに掲載されている、現在日弁連が支援しており無罪が確定していない事件について、インターネットでも良いので事案の概要などを調べると良い。その中で興味を持った事件があれば、もし弁護団にホームページがあればそのホームページを見て連絡を取る、ホームページがなく弁護団の中に知り合いがいない場合には、日弁連の人権擁護委員会再審部会担当事務局に連絡を取る、知り合いで刑事弁護に造詣が深そうな人に相談する、などの方法がある。
ただし、弁護団に入るにはある程度の覚悟がいる。再審事件の終わりは、「無罪判決を得るか、自身の弁護士業務が終わるときのどちらかしかない」とも言われている。また、弁護団においては、記録を読み込むことはもちろん、証拠評価に関して自分自身の意見を表明し、さらには起案を担当することも求められる。加入して間がないからといって、お客さん扱いはされない。もちろん、加入して間がないときに周囲と同じ水準のことは求められないにせよ、記録は全て読む、どの証拠がどの事実認定に用いられているかなど、手を動かせばできる仕事は行わなければならない。

4 最後に

再審事件を扱うには多大な労力をかける必要がある。しかしその分やりがいもとても大きいし、再審無罪を勝ち取ったときの充実感は何物にも代え難いであろう。この記事を読んだ会員が少しでも再審に興味を持ち、再審弁護団に加わって再審事件を担当し、えん罪を晴らしてくれることを願う。